

契 管第260730001号
建企技第260730001号
設 積第260730001号
令和 8 年 7 月 3 1 日

本社内関係各長 殿
各地方機関の長 殿

調達契約部長
建設企画部長
設 計 部 長
(公印省略)

役務における賃金等の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い（試行）について（通達）

標記について、賃金等の変動に対処するため、役務における請負代金額の変更の取扱いについて、別紙のとおり試行することとしたので遺漏なきよう対応されたい。

なお、本試行を行う役務について、「役務における履行期間の延長に伴う技術者賃金の運用について」（令和4年5月16日付建企積第220513001号通知）における2. 技術者賃金の運用（3）は適用しないこととしたので留意すること。

役務における賃金等の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い（試行）について

1. 対象となる役務について

令和8年度以降に新規契約となる役務を対象とする。

2. 適用スライド

（1）工事請負契約書第26条第1項から第4項（以下「全体スライド」という。）、同条第6項（以下「インフレスライド」という。）に準拠する。ただし、試行にあたっては、賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、5. 請負代金額の変更及び6. 残作業量の算定（試行案）に基づき算定した変動前残請負代金額（請負代金額から当該請求時の履行済部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。）と変動後残請負代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残請負代金額に相応する額をいう。）との差額のうち、全体スライドに準拠する場合は変動前残請負代金額の1000分の15を超える額、インフレスライドに準拠する場合は100分の1を超える額に限るものとし、その額を超えない場合には適用の対象としない。

- ① 発注者又は受注者は、履行期間内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- ② 発注者又は受注者は、①の規定による請求があったときは、変動前残請負代金額と変動後残請負代金額との差額のうち変動前残請負代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- ③ 変動前残請負代金額及び変動後残請負代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- ④ ①の規定による請求は、この（1）の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、①中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの（1）に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- ⑤ 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、①～④の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

⑥ ⑤の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

⑦ ③及び⑥の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が①、⑤の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 全体スライドに準拠する請求は、履行期間が12か月を超える請負契約かつ3.

(3) に定める残履行期間が3. (2) に定める基準日から2か月以上であること。

(3) インフレスライドに準拠する請求は、3. (3) に定める残履行期間が3.

(2) に定める基準日から2か月以上であること。

(4) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象作業の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

3. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

(1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。

(2) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。

(3) 残履行期間：基準日以降の履行期間とする。

4. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

5. 請負代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額は、当該作業に係る変動額のうち請負代金額から基準日における履行済部分に相応する請負代金額を控除した額から、全体スライドの場合は1000分の15を超える額、インフレスライドの場合100分の1を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

全体スライドの場合 $S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000)]$

インフレスライドの場合 $S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における履行済部分に相応する請負代金額を控除した額

P 2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P 1 に相当する額
（ $P = \alpha \times Z$ 、 α : 落札率、 Z : 機構積算額）

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

全体スライドの場合 $S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1000)]$

インフレスライドの場合 $S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$: 減額スライド額

P_1 : 請負代金額から基準日における履行済部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
（ $P = \alpha \times Z$ 、 α : 落札率、 Z : 機構積算額）

(4) スライド額は、直接人件費（技術者単価）、材料費、機械経費、直接経費並びにこれらに伴う間接経費、間接原価及び諸経費、一般管理費等（建築関係建設コンサルタント業務においては直接人件費、諸経費、技術料等経費及び特別経費）の変更について行われるものであり、歩掛（建築関係建設コンサルタント業務においては業務人・時間数）の変更については考慮するものではない。

6. 残作業量の算定（試行案）

- (1) 基準日における残作業量を算定するために行う履行済部分の数量の確認は、数量総括表等の項目に対応して行うものとする。なお、数量総括表等で一式明示した項目であっても、項目の内訳（数量）が、設計内容表・内容説明書等の契約図書により特定できる場合には、当該内訳（数量）について履行済部分の数量を確認できる。
- (2) 数量総括表等の項目又はその項目の内訳（数量）（以下「項目等」という。）については、基準日時点で「既履行」、「着手済」、「未着手」に区分し、増額スライドの場合は「既履行」と「着手済」を履行済部分、「未着手」を残作業量部分とし、減額スライドの場合は「既履行」を履行済部分、「着手済」と「未着手」を残作業量部分とする。
- (3) 「未着手」は、基準日以降に着手することが適切な項目等で、かつ基準日以前に着手していないことが明確に確認できる項目等に限る。また、複数の項目等が密接に関連する工種（複数の項目等の履行によって既済部分検査の対象となりうるような工種）は、その一部の項目等に着手している場合、密接に関連する全ての項目等を「着手済」とする。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により、遅延していると認められる作業量は、増額スライドの場合は、履行済部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、履行済部分に含めないものとする。
- (5) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている作業量についても、

基準日以降の残作業量についてはスライドの対象とする。

7. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。
なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

8. 契約上の取扱い

- (1) 令和8年9月1日以降に入札公告等を行う役務は、入札説明書及び内容説明書（技術的事項）に別紙1及び別紙2のとおり記載する。
- (2) 令和8年8月31日以前に入札公告等を行い令和8年4月1日以降に契約を締結した役務のうち、履行期限が令和9年4月1日以降の役務は、契約締結後、受注者が本通達に基づく請求が可能となる日までに、設計図書を変更し、内容説明書（技術的事項）に別紙2のとおり記載する。
なお、履行期限が令和9年3月31日以前の役務において、履行期限を令和9年4月1日以降に延長変更する場合は、当該変更契約時に内容説明書（技術的事項）に別紙2のとおり記載する。
- (3) スライドの運用に係る詳細については別途連絡する。

別紙 1 入札説明書記載例

○ 役務の概要

(○) 本役務は、賃金等の変動に対処するための「役務における賃金等の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い（試行）について」（令和 8 年 7 月 3 1 日付け契管第 260730001 号・建企技第 260730001 号・設積第 260730001 号通達）の試行役務である。詳細については、内容説明書（技術的事項）によるものとする。

別紙2 内容説明書（技術的事項）記載例

○賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

- （１）発注者又は受注者は、履行期間内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- （２）発注者又は受注者は、（１）の規定による請求があったときは、変動前残請負代金額（請負代金額から当該請求時の履行済部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残請負代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残請負代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残請負代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- （３）変動前残請負代金額及び変動後残請負代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- （４）（１）の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、（１）中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- （５）予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、（１）～（４）の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- （６）（５）の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- （７）（３）及び（６）の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が（１）、（５）の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。